

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
(前 略)						附 則 (令和5年達示第56号) 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に任期を定めて雇用されている情報環境機構の教員が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。					
別表第1						別表第1					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						(同 左)					
情報環境機構	I T 企画室	教授 准教授 助教	8年 ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに任用される場合(再任される場合を含む。)の任期は、令和6年3月31日までとする。	可		情報環境機構	I T 基盤センター データ運用支援基盤センター	教授 准教授 助教	10年 ただし、令和6年1月1日から令和14年3月31日までに任用される場合(再任される場合を含む。)の任期は、令和14年3月31日までとする。	可	
(略)						(同 左)					
別表第2 別表第3 別紙様式 } (略)						別表第2 別表第3 別紙様式 } (同 左)					